

生活習慣病管理料への移行について

**「特定疾患管理料」から「生活習慣病管理料」
に移行となります。**

2024年6月1日より厚生労働省による診療報酬改定が実施されます。

このたびの大幅な診療報酬改定に伴い、当院では**生活習慣病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症)**を主病とする患者様に、総合的な治療管理をするため**「生活習慣病管理料」**を算定させていただくことになりました。

これまで算定していた**「特定疾患療養管理料」**は廃止し、患者様の応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う**「生活習慣病管理料」**に移行となります。この移行により、**月々の自己負担額に多少の変更が生じます。**

また、医師が個々に応じた目標設定、具体的な指導内容、検査結果等を記載した**「生活習慣病療養計画書」**を作成し、より良い治療を目指すこととなります。

この**「療養計画書」**には、**(初回のみ)**患者様にご署名をいただく必要があります。

皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

院長